

スポーツフェスタ・ふくおか県民スポーツ大会事業に係る負担金取扱要領

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、スポーツフェスタ・ふくおか実行委員会（以下「本会」という）が実施する県民スポーツ大会事業に係る負担金の交付について必要な事項を定めるものである。

(事業に係る対象経費)

第2条 この負担金は、実施団体（以下「団体」という）の事業実施に要する下記の経費とする。

- (1) 賃金
- (2) 報償費
- (3) 旅費
- (4) 食糧費
- (5) 需用費
- (6) 役務費
- (7) 委託料
- (8) 賃借料

(負担金の額の通知)

第3条 本会は開催地実行委員会及び実施競技団体（以下、開催地実行委員会等という。）に対し負担金の額を通知する。

但し、開催地実行委員会等が次の各号のいずれかに該当する場合は、負担金を交付しないことができる。

- (1) 代表者が暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律「平成3年法律第77号第2条第2号」に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- (2) 法人格を有する場合は、法人の役員が、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

(負担金の納付依頼)

第4条 開催地実行委員会等は、事業完了前に負担金の交付を受ける場合、前条に示す負担金の額の基つき、負担金の納付依頼書（様式1）を本会会長が定める期日までに本会会長へ提出しなければならない。

(事業実績報告書)

第5条 開催地実行委員会等が負担金対象事業を完了した場合は、事業完了後1ヵ月以内に、

実績報告書(様式2)に次の書類を添付の上、本会会長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書・・・・・・・・・・様式3
- (2) 事業報告書・・・・・・・・・・様式4

(負担金の返還)

第6条 本会会長は、補助事業がいずれかに該当するときは負担金の額を減額し、一部または全額の返還を求めることができる。

- (1) 事業に要した経費が、負担金の通知額を下回った場合
- (2) 交付した負担金を目的以外の用途に使用した場合
- (3) 事業の遂行状況や必要書類の調査を拒んだ場合
- (4) その他不正な手段により負担金の交付を受けた場合

(帳簿及びその他証拠書類の保管)

第7条 開催地実行委員会は、対象事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿を整備し、第三者の会計監査を受けた上で、対象事業の完了した日の属する翌年度から5年間保存しなければならない。